

名古屋市情報公開条例施行細則及び名古屋市個人情報保護条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年11月29日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 107 号

名古屋市情報公開条例施行細則及び名古屋市個人情報保護条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市情報公開条例施行細則の一部改正)

第 1 条 名古屋市情報公開条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 124 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式備考を次のように改める。

備考 1 行政不服審査法第82条第 1 項及び行政事件訴訟法第46条第 1 項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(名古屋市個人情報保護条例施行細則の一部改正)

第 2 条 名古屋市個人情報保護条例施行細則（令和 5 年名古屋市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証」を「☐運転免許証」に、

(1) いずれかを選択してください。
☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ 視聴・聴取

(2) 写しの交付を希望する場合には、その方法等についても記載してください。
 ア 写しの郵送 ☐ 希望する
 ☐ 希望しない → 開示の実施希望日 _____

イ 電磁的記録媒体による写しの交付 ☐ 希望する ☐ 希望しない

※保有個人情報電磁的記録に記録されている場合に限りです。

1

(1) ア又はイに○印をつけてください。アを選択した場合には、実施の方法等についても記載してください。

ア 窓口における開示の実施を希望する。

(実施の方法) ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ 視聴・聴取

(実施希望日) ☐ 開示決定日以降 ☐ 年 月 日

イ 郵送による写しの交付を希望する。

(2) 電磁的記録媒体による写しの交付 ☐ 希望する ☐ 希望しない

※保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合に限りです。

1

- 1 この規則は、令和 6 年12月 2 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の名古屋市個人情報保

護条例施行細則の規定に基づいて提出されている請求書は、同条の規定による改正後の名古屋市個人情報保護条例施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。